

減価償却資産の登録

<新規・変更（購入・売却・廃棄等）> のご案内<<予約制>>

<対象者>

減価償却資産を新規に登録希望の方、又は変更（購入・売却・廃棄等）された方

<持ち物>

- 令和2年・令和3年分青色申告決算書控等
（白色申告の方は収支内訳書）（ある方のみ）
- 令和4年中に新たに減価償却資産の購入等をされた方は、
その明細（購入日・金額等）のわかる書類【注文書・請求書など】

※減価償却資産とは、事業用として購入した取得価格10万円以上の資産（建物・建物
附属設備・工具器具備品・車両運搬具など）で使用可能期間が1年以上の物を指しま
す。 （例）：建築した建物・給排水設備等・自動車・パソコンなど

当会では、会員の皆様の*減価償却資産（青色申告決算書3ページ目に記載する情
報）の登録（任意）を当会のコンピューターにて無料で行っております。減価償却
費の計算後、確定申告時期にお渡しいたしますので、皆様のお手間がかからなくな
ります。12月までに登録・変更の資料をお持ちいただいた方は、減価償却費の計
算後の用紙は、1月中旬以降にお渡しできます（印刷代10円/1枚）。ぜひお早目
に登録のご協力をお願いいたします。

減価償却資産を登録するメリット

- ①面倒な減価償却の計算から解放されます。
- ②減価償却制度の改正などに対応します。
- ③決算書の作成指導が短時間で済みます。
- ④計算ミスや記載間違いなどが軽減されます。
- ⑤原則として費用は用紙の印刷代のみです。

税理士による無料相談<<予約制>>

<日 時> 11月8日（火） 午後1時30分～（1組30分程度）

<会 場> 青色会館2階（相模原市中央区中央3-11-5）

〔新型コロナウイルス感染症の状況により電話相談に
なる場合がございます。〕

<申込み> 相談日の1週間前までに電話にてご予約ください。

<定 員> 先着4名

<相談内容> 相続税・贈与税・法人成り・譲渡所得等の
税務に関する個別相談

<相談員> 本会 税理士部会会員

<その他> 税理士関与されていない方が対象です



決算申告指導会の予約についてのお願い

会員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策および指導員の減少により、決算申告指導会の予約が非常に取りづらくなることが予想されます。

ご希望の日程で予約が取れなかった場合は、予約外でのご来局をお願い申し上げます。

3月に入ってからからの申告は大変混みあいます。そのため、比較的混雑していない、1月中の申告にご協力お願い申し上げます。

指導員の増員には、より一層励んでまいりますので、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

来場される皆様へお願い

○来場当日○

発熱・咳等の症状がみられる方は、来場を控えるなど体調を確認の上、お越しいただきますようお願いいたします。なお、マスクの着用、咳エチケット、手指の消毒など、感染症対策の徹底をお願いいたします。（マスクは各自でご用意をお願いいたします。）また、感染拡大防止のために、混雑時は入場を制限させていただく場合がございます。

※今後、感染者数の増加や行政の方針などにより変更または営業を見合わせることもございます。変更や営業を見合わせる場合は、当会ホームページ上にてお知らせいたします。来場前に当会ホームページをご覧くださいか、お電話でご確認いただきますようお願いいたします。



←当会ホームページ

インボイス制度のご相談について

令和5年10月1日より開始されるインボイス制度についての相談や登録申請は、**年内中**にお願いいたします。記帳確認個別指導会および決算申告期間中のご相談は、時間の関係上難しいため、早目のご対応を重ねてお願い申し上げます。

電話対応について

来館者の接客対応を優先しているため、電話がつながりにくくなっております。また、電話でのご相談は行っておりません。

皆様には、ご不便ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。